

第14回

越谷市教育委員会会議録

平成26年12月26日

定例会

平成26年第14回越谷市教育委員会会議録

招集年月日 平成26年12月26日
 招集の場所 教育委員会室
 開閉会日時 開会12月26日 午前10時00分
 閉会12月26日 午前11時51分

出席委員

委員 長	住 田 俊	委員 長 職務代理者	櫻 田 玲 子
委 員	堀 川 智 子	委 員	進 藤 秀 子
委 員 (教育長)	吉 田 茂		
欠席委員	な し		

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	横 川 清	学校教育部長	野 口 久 男
教育総務部 副部長兼 生涯学習課長	斉 藤 美 子	学校教育部 参事兼 学校管理課長	日下部 行 雄
教育総務部 副参事兼 図書館長	小 林 彰 博	学校教育部 副参事兼 指導課長	五十畑 勝 己
教育総務部 副参事兼 スポーツ振興 課 長	植 田 春 夫	学 務 課 長	上 野 高 弘
教育総務課長	山 梨 一 弘	給 食 課 長	川 村 明
生涯学習課 主 幹 兼 科学技術体験 センター所長	小 林 中 子	指導課主幹兼 教育センター 所 長	大 西 久 雄
新方公民館長	中 村 昌 治	給食課主幹兼 第一学校給食 センター所長	坂 卷 眞 人
		指導課主幹	中 台 正 弘

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副 主 幹	渋 谷 博 之
----------------	---------

	議 事	て ん 末
議	議 案	
	・第44号議案 越谷市教育委員会教育長の任命について	原案可決
	・第45号議案 越谷コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第46号議案 学校給食費の改定について	原案可決
	・第47号議案 越谷市教育委員会事務局職員の越谷市への出向について	原案可決 (秘密会)
事	協議事項	
	・いじめ防止対策推進法に係る対応について	
	・就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の改定について	
	・平成27年度越谷市教育費当初予算について	
	その他	
状 況	・平成26年12月定例市議会について	
	・平成26年度事務事業評価等実施結果について	
	・平成26年度越谷市成人式について	

◎開会の宣告

住田委員長 これより12月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、1名の方から傍聴許可願が提出されておりますが、第47号議案については、人事案件であることから秘密会とし、先に審議したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前10時00分)

◎第44号議案 越谷市教育委員会教育長の任命について

住田委員長 それでは、傍聴人の入室を許可します。

次に、第44号議案「越谷市教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、吉田教育長にはご退席をお願いいたします。

〔吉田教育長退席〕

住田委員長 それでは、本件につきまして教育総務部長の説明を求めます。

横川教育総務部長 それでは、第44号議案につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の1ページをお開きいただきたいと思います。

第44号議案 越谷市教育委員会教育長の任命について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項の規定に基づき、越谷市教育委員会教育長を次のとおり任命するものとする。

住所、越谷市千間台西一丁目12番地1、ダイアパレスルネッサせんげん台102号。

氏名、吉田茂。

生年月日、昭和24年5月2日。

任命年月日、平成27年1月1日。

平成26年12月26日提出、越谷市教育委員会委員長。

提案理由でございますが、越谷市教育委員会教育長吉田茂氏が、平成26年12月31日をもって任期満了となるので、その後任の教育長を任命する必要があるため、提案するものでございます。

なお、さきに開催されました12月定例市議会におきまして、吉田教育長が教育委員としての再任の任命について同意をいただき、先日市長よりあらかじめ平成27年1月1日付けの任命辞令の交付を受けたところでございます。

教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項の規定

により、委員長を除く教育委員である者の中から教育委員会が任命することとなっているため、平成27年1月1日以後の教育長職を教育委員会として任命するための議案となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

住田委員長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問、またはご意見等ございますか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、これより第44号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

それでは、第44号議案の審議が終了いたしましたので、吉田教育長に入場をお願いいたします。

〔吉田教育長入場・着席〕

住田委員長 それでは、吉田教育長に一言ご挨拶をお願いいたします。

吉田教育長 第3期目となりますけれども、越谷市の教育の隆盛を期して粉骨砕身努力してまいり所存でございますので、変わらぬご指導お願いを申し上げます。

◎第45号議案 越谷コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について

住田委員長 それでは、次に第45号議案「越谷コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 生涯学習課長。

齊藤生涯学習課長 それでは、第45号議案についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、会議要項の3ページをお開きいただきたいと思います。

第45号議案 越谷コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則制定について。

越谷コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成26年12月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷コミュニティセンター使用者の利便性の向上と、貸館業務の効率的な運用を図るべく、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。越谷コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則の概要についてご説明いたします。

第5条「許可事項変更等の申請」において、現行の「付属設備」の変更等申請期限につきましては、大ホール、小ホール及び展示ホールにおいて使用日の2月前まで、集会議室その他の室において使用日の1月前までとなっております。しかし、付属設備につきましては、施設使用日の直前にならないと詳細が決定しないため申請期限を延ばしてほしいという要望が多いことから、施設使用に係る利便性を向上させるため変更等申請期限を使用日の14日前までに変更する改正を行うものでございます。

また、現行の規定では、施設の使用許可を受けた事項の変更について、大ホール、小ホール及び展示ホールにおいて使用日の2月前まで、集会議室その他の室において使用日の1月前まで複数回変更が可能となっておりますが、使用日の変更申請が複数回あった場合、当初の使用日に空きが生じてしまいます。

そこで、他の希望者に対し効率的に貸し出しを行うことや、施設稼働率の向上及び使用料収入等の増加を図るため、使用日の変更に関し変更回数制限を設ける改正を行うものでございます。

次に、第11条「使用料の減免」の第1項第6号の改正につきまして、ご説明を申し上げます。現在、予約案内システムによる使用者の施設使用料の支払いは、使用日の翌月26日に口座引き落としをすることとしておりますことから、使用の取り消し申請を行う場合、使用料が未納状態となっております。

現行減額規定では、大ホール、小ホール及び展示ホールにおいて使用日の2月前までに、また集会議室その他の室においては使用日の1月前までに使用の取り消し申請を行う場合、納付すべき使用料の半額を減額し、残りの半額をお支払いいただいているところでございます。従いまして、使用許可を受けた場合、その取り消し申請の際には使用料の半額は必ず支払わなければならないという規定となっております。

そこで、使用者の利便性の向上を図るため、大ホール、小ホール及び展示ホールにおいて、使用日の5月前の日までに使用の取り消し申請を行った場合には、納付すべき使用料を免除できる規定を新たに設けるよう改正を行うものでございます。

次に、5ページから6ページにございます、第12条「使用料の還付」の第1項の改正についてご説明申し上げます。

予約案内システムを用いない使用者の施設使用料の支払いは、使用許可書の交付時となっております。使用の取り消し申請を行う場合は、使用料が既に納付された状態になっているところでございます。

現行の還付規定では、大ホール、小ホール及び展示ホールにおいて使用日の2月前までに、また集会議室その他の室においては使用日の1月前までに使用の取り消し申請を行う場合、使用料の半額を還付し、残りの半額は還付しておりません。従いまして、先ほど申し上げました第11条

での使用施設の取り消しに係る減免の対応と同様に、使用許可を受けた場合、その取り消し申請の際には、使用料の半額しか還付されないという規定となっております。

そこで、使用者の利便性の向上を図るために、大ホール、小ホール及び展示ホールにおいて、使用日の5月前までに使用の取り消し申請を行う場合には、既に納めていただいた使用料の全額を還付できる規定を新たに設けるという改正を行うものでございます。

また、付属設備につきましては、当初使用を予定していた付属設備が舞台担当者との打ち合わせ等により変更となった場合に、既に納めていただいた使用料を全額還付できる規定を新たに設けるよう改正を行うものでございます。

次に、「附則」といたしまして、この規則は、平成27年4月1日から施行することといたします。

また、資料1として、改正部分に係る新旧対照表をお配りいたしましたので、後ほどご参照いただきたいと存じます。

なお、本議案が承認された後、速やかに告示するとともに、平成27年1月から3月までの期間に越谷コミュニティセンター窓口やホームページ等で、本改正による変更事項について利用者の方々に周知してまいりたいと考えております。

第45号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

住田委員長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問、またはご意見等ございますでしょうか。

櫻田委員。

櫻田委員長職務代理者 付属設備の変更等申請期限が14日前までということになったので、利用者としては大変ありがたいなと思います。その一方で、ホールを予約するのはなかなか皆さん大変だと思います。考えられるのが、一つの団体がとりあえず幾つかの日程を押さえて、後にキャンセルするということがあるのではないかと思います。その対策についてはどうでしょうか。

住田委員長 生涯学習課長。

齊藤生涯学習課長 利用希望者が複数となった場合は抽せんとなっております。抽せんで当選された方が受付申込みをした後、使用日の5月前までに取り消しを行った場合は、使用料の全額が免除となります。また、使用日の5月前であればキャンセル料が不要であることから、幾つもの日程を申請することがあるのではないかと懸念もございます。このことにつきましては、コミュニティセンターに「特に弊害はない」と確認がとれておりますので、提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

櫻田委員長職務代理者 ありがとうございます。

住田委員長 他にどなたか。

[発言する者なし]

住田委員長 ないようですので、これより第45号議案を採決いたします。

本案は、原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と答える者あり]

住田委員長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第46号議案 学校給食費の改定について

住田委員長 次に、第46号議案「学校給食費の改定について」を議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 給食課長。

川村給食課長 それでは、第46号議案につきましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、会議要項の7ページをお開きいただきたいと存じます。

第46号議案 学校給食費の改定について。

学校給食費を次のとおり改定するものとする。

小学校、現行額月額3,600円、改定額月額4,000円、改定幅400円。中学校、現行額月額4,350円、改定額月額4,850円、改定幅500円。

平成26年12月26日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、学校給食用物資の購入を取り巻く状況の変化に対応し、献立内容及び食育の充実を図るべく学校給食費の改定を行う必要があるため、提案するものでございます。

それでは、詳しくご説明申し上げたいと存じます。別紙にございます資料2の学校給食費改定についての1ページをご覧くださいと思います。初めに趣旨でございますが、現在、学校給食費の月額、小学校が3,600円、中学校が4,350円で、平成12年4月に改定して以来14年間、この金額で献立を作成してきております。

この間、消費税率につきましては、平成26年4月に5%から8%へ引き上げられ、消費税率10%への引き上げについては、改めて決定される予定となっております。

また、諸物価等の上昇による副食用の一般物資や県下統一規格でございます基本物資の米飯、パン、麺や牛乳が値上がりするなど、食材の価格が上昇しております。

このような中、献立内容の工夫や一括購入のスケールメリットを活かし、栄養価を満たしながら、給食の提供に努めてまいりましたが、学校給食実施基準を確保し、献立の質を維持していくことが、これ以上は大変困難な状況となっておりますことから、学校給食費を改定させていただき、献立内容及び食育の充実を図っていくものでございます。

改定額につきましては、食材価格の値上がりを加味したもので、小学校は月額400円アップで

4,000円、改定率11.11%、中学校は月額500円アップで4,850円、改定率11.49%でございます。参考といたしまして、1食当たりの改定幅は小学校24.58円、中学校30.72円でございます。改定時期につきましては、平成27年4月1日からを予定させていただいております。

なお、経費の負担につきましては、学校給食法の規定により、給食にかかる施設設備費・光熱水費・人件費・食器等の経費について市が負担し、児童生徒が食べる食材費のみ保護者の皆様に負担をしていただいております。

恐れ入りますが、2ページをご覧ください。次に、給食費改定の要因でございますが、現在、小学校では1食221.23円、中学校は1食267.32円で献立を立てておりますが、前回の給食費改定の平成12年以来、次のような変動がございます。

1点目につきましては、平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられ、実質的な食材購入に充てる費用が1食当たり小学校で4.68円、中学校で5.65円減少しております。

2点目につきましては、主食の米飯、パン、麺が値上がりし、1食当たり小学校で0.58円、中学校で2.9円の値上がりをしております。

3点目につきましては、牛乳200ccが9.12円、牛乳250ccが11.41円の値上がりをしており、1食当たり小学校で9.12円、中学校で9.96円の値上がりとなっております。なお、中学校は200ccと250ccの牛乳を併用しているため平均しております。

4点目につきましては、副食で使用頻度の多い給食物資64品目の平均をとってみますと、12.37%の上昇が見られることから、1食当たり小学校で14.21円、中学校で17.17円購入額が不足していることになり、実質の値上がりになっております。

次に、5の給食費改定案の試算でございますが、以上の要因により給食費を試算いたしますと、[1]で主食、牛乳、副食の値上がり分を給食費の月額に換算しますと、小学校で420.21円、中学校で527.76円が必要となります。なお、回数につきましては、平成26年度の回数で積算しておりますが、その年のカレンダーにより増減が生じます。

これによりまして、[2]での月額給食費を算出いたしますと、小学校が4,020.21円、中学校が4,877.76円となり、端数を処理をいたしまして小学校を月額4,000円、中学校を月額4,850円に改定させていただくものでございます。

なお、9月30日及び10月30日の両日に学校給食運営委員会を開催いたしまして、この資料に基づき詳細にご説明申し上げ、ご審議をいただいた結果、本案の給食費改定に賛成のご決定をいただき、今回ご提案申し上げたところでございます。

また、来年度以降については給食費改定の有無にかかわらず、3年から5年で見直しを行うことになりました。

なお、PTAの皆様につきましては、11月27日開催のPTA連合会常任理事会及び12月4日開

催のPTA联合会理事会におきまして全小中学校のPTA会長にご説明を申し上げ、了解していただいたところでございます。

それでは、その後ろの学校給食費改定資料につきまして主なものをご説明させていただきます。恐れ入りますが、資料の7ページをご覧ください。給食材料費の内訳でございますが、給食材料費に占める副食材料費の割合が、主食や牛乳の値上がりによりまして、平成16年度の60.04%から平成26年度は56.1%に圧迫されており、そのため献立内容の工夫や一括購入のスケールメリットを活かしまして、給食の提供に努めてまいりましたが、それでも対応し切れず、食材やデザート
の安価なものへの切りかえや果物の提供回数の減少等になっておるところでございます。

8ページにつきましては、主食・牛乳の購入価格の比較でございますが、資料②ではパン・麺・ご飯・牛乳の価格の値上がり額、資料③につきましては主食1食当たりの値上がり額を積算して
ございます。

9ページから10ページにつきましては、副食用の主な給食物資64品目の購入価格の比較でござ
います。

次に、15ページをご覧ください。資料⑩につきましては、県内40市の平成26年5月1日現在の
月額給食費の状況でございます。表の上段をご覧くださいと、本市は小学校が月額3,600円
で、県内で一番低額となっております。また、表の中段をご覧くださいと、中学校は月額
4,350円で、県内で下から3番目となっております。なお、傾向といたしまして、小学校は3,800円
から4,000円が多く、中学校は4,800円から4,900円が多くなっているところでございます。

また、本市と類似団体の川越市につきましては、小学校が月額4,000円、中学校が月額4,900円、
所沢市は小学校が月額4,210円、中学校が月額4,930円となっております。

次に、資料16ページをご覧ください。資料⑫につきましては、県内40市の1食単価でございま
す。改定後につきましては、上段の太線の位置になる見込みでございますが、現在他市におきま
しても給食費の改定を検討している市町村がございます。

17ページをご覧くださいとしたいと思います。資料⑬につきましては、平成26年度に給食費を改定
した市の一覧でございます。下段の表につきましては、平成26年度中に改定予定が4市町村、現
在検討中が26市町村でございます。

次に、22ページをご覧くださいとしたいと思います。資料⑰につきましては、小学校における主な
献立内容の比較でございます。例を申し上げますと、ご飯献立の例では、カニが入った「かに寿
司」が「五目寿司」に変更、「にじます竜田」が「さばの照り煮」に変更、またパンの献立では、
埼玉産の小麦を使用した「さきたまライストリオ」が安価なパンへ変更、「ポテトグラタン」が「フ
ランクフルト」へ変更、ホタテが入った中華スープがトマト煮に変更になっております。また、
下段の「きつねうどん」の献立では、「エビフライ」を「はんぺんフライ」に変更してあります。

次に、23ページをご覧ください。資料⑱につきましては、給食費改定を想定しました献立の変更内容でございます。主な変更内容につきましては、給食日数22回のうち、デザートが6回から、季節の果物の巨峰や柿、みかん、栗などをふやして10回に、またおかずを牛丼やエビフライ、豚肉の生姜焼き、ヒレカツなどに変更することができます。

次に、資料25ページをご覧ください。25ページの資料⑲につきましては、食材費上昇に対応した年間使用回数の比較でございます。上段のデザートの欄をご覧くださいますと、回数自体は変わりませんが、子供たちの好きなアイスクリームやシャーベットがつけられなくなっております。下段の果物の下の合計回数をご覧くださいますと、平成16年は年間50回使用しておりましたが、果物は高価なため使用回数が17回に減少しております。また、使用している果物も、その中でも安価な冷凍みかんを多くしております。

26ページの上段をご覧ください。これにつきましては、埼玉産小麦を使用しました「さきたまライストリオ」などの使用がなくなり、安価なパンの使用が増えております。なお、その他の資料につきましては、後ほどご参照を賜りたいと存じます。

大変資料が多く、雑駁な説明でございますが、以上をもちまして、学校給食費の改定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対しまして質疑、討論を行います。

ご質問、またはご意見等ございますか。

堀川委員。

堀川委員 値上げに関しては、今までよくこの値段でやっていたな、値上がりはしたものの、それでもまだこの値段でよくできるな、というのが感想です。現場の努力が本当によくわかりました。PTAのほうではご理解していただいたというお話でしたけれども、やはり各ご家庭ではどうしてもいろんなものが値上がりしている中で、また給食費もかというようなご意見もあろうかと思っております。各学校からご家庭への給食費の値上げについてのお知らせ等についてはどのような形で行われますでしょうか。

住田委員長 給食課長。

川村給食課長 まず、先ほどご説明いたしましたPTAへの説明の中では、いま堀川委員さんがおっしゃっていただきましたように、本当によく頑張っていたというお話もございまして、反対という意見は一切ございませんでした。今後、各保護者へのご説明でございますが、年が明けまして1月末から2月中旬にかけて、全保護者のご家庭に文書をお配り申し上げて、その文書の中で状況説明と改定になった理由等を詳細に説明しご理解いただき、4月に改めまして給食費の納入の通知を出す、そのような段取りを予定しているところでございます。

以上でございます。

堀川委員 ありがとうございます。大変だと思えますけれども、よろしく願います。

住田委員長 他にはどなたかございますか。

[発言する者なし]

住田委員長 ないようですので、これより第46号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎いじめ防止対策推進法に係る対応について

住田委員長 それでは、続きまして協議事項に入ります。

「いじめ防止対策推進法に係る対応について」、教育長のご説明を求めます。

吉田教育長 指導課長。

五十畑指導課長 それでは、いじめ防止対策推進法に係る対応についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の9ページをお開きください。

昨年9月、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、いじめ防止対策推進法が施行されました。これを受け、本市におけるいじめ防止基本方針の策定及びいじめの防止等に係る組織の設置等につきまして、関係部局と協議を続けてまいりましたが、このほど基本的な方向性が定まりましたので、ご説明させていただきます。

初めに、越谷市いじめ防止基本方針についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料の3、「いじめ防止対策推進法に係る対応について」をご覧ください。「越谷市いじめ防止基本方針（素案）」の表紙の見返しにございます目次をお開きいただきたいと思います。越谷市いじめ防止基本方針は、市及び教育委員会、学校、家庭及び地域等が一体となっていじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解消のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、越谷市の全ての子どもたちの健やかな成長を図るために策定するものでございます。内容につきましては、目次でございますように、「はじめに」から始まり、4つの章から構成されております。内容の詳細につきましては、ご参照いただきたく存じます。

次に、いじめ防止等に係る組織の設置についてご説明いたします。越谷市いじめ防止基本方針の中で、いじめの防止等のための組織の設置について定めておりますが、教育委員会では2つの組織を設置いたします。

素案の4ページをご覧ください。組織の設定についてでございますが、1つは、「越谷市いじめ問題対策連絡協議会」でございます。資料の3のさらに11ページをお開き願いたいと思います。

条例案に沿ってあらましを説明させていただきます。

第1章では、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づいて協議会を設置することを定め、第2章では所管事項として「いじめ防止等に関する機関及び団体の連携に関すること等」と定めております。

第3条及び第4条では、委員の構成を教育長、関係部局の部長、警察署長、児童相談所長、地方法務局支局長、人権擁護委員協議会代表、小中学校長代表、市PTA連合会の代表の計11名とし、会長に教育長を、副会長に児童相談所長をもって充てることとしております。

第6条では、会議の方法及び手続等について定めております。

なお、会議の回数につきましては、年2回を予定しております。

2つ目の組織は、越谷市いじめ防止対策委員会でございます。恐れ入りますが、資料3の15ページをお開きください。これも条例案に沿ってあらましをご説明させていただきます。

第1条では、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づいて会議を設置することを定め、第2条では所管事項として「いじめの防止等のための対策の実効的な実施に関すること」及び「いじめによる心身への重大な被害など、法第28条第1項に規定する重大事態が発生し、教育委員会が当該事案に係る調査を行う場合の調査に関すること等」と定めております。

第3条では、委員の構成を法律、医学、心理、福祉等に関し専門的な知識及び経験を有する者から計5名以内とし、第5条では必要があるときは臨時委員を置くことができる旨を定めております。第6条では、正副委員長は委員の互選によるものと定めております。

なお、委員の委嘱でございますが、弁護士、医師、臨床心理士、社会福祉士、退職校長の5名を考えております。また、会議の回数は年2回の定例会の他、重大事態が発生した場合など必要に応じて臨時会の開催を予定しております。

最後に、今後の予定でございますが、お手数ですが、会議要項に戻っていただきまして、9ページをご覧ください。来年3月の定例教育委員会まで、9ページの4の内容で進め、平成27年度に入ってから具体的な組織づくりに入りたいと考えております。

説明は以上でございます。ご協議のほどよろしく願いいたします。

住田委員長 これより協議に入ります。

ご意見等ございますか。

進藤委員。

進藤委員 いじめの問題は、世間でも非常に関心の高いところだと思いますので、1点ご質問いたします。この協議会のほうですが、年2回程度開催する予定だということですがけれども、その協議内容を開示するという予定はあるのでしょうか。もしあるとしたら、どのような形で開示することを予定しておるのでしょうか。

住田委員長 指導課長。

五十畑指導課長 具体的にこのような内容で協議会を開きたいということは、いま考えてはおりませんけれども、その会議内容についての開示あるいはその方法等については、今後詰めていきたいと思っておりますので、できるだけ開示する方向でいきたいと考えております。

進藤委員 ありがとうございます。

五十畑指導課長 以上でございます。

住田委員長 他には。

[発言する者なし]

住田委員長 なければ、ただいまのいただきました意見を踏まえまして進めていただきたいというふうに思います。

◎就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の改定について

住田委員長 次に、「就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の改定について」、教育長の説明を求めます。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 恐れ入りますが、会議要項11ページをご覧ください。「就学援助費及び特別支援教育就学奨励費の改定について」ご説明させていただきます。

まず、就学援助費につきましては、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して、学用品費や修学旅行費などの必要な経費を支給するものでございます。

平成17年度に国の「三位一体改革」で、文部科学省関係の補助金の整備及び合理化が図られ、要保護（生活保護）及び準要保護（要保護に準じる程度に困窮している）児童生徒就学援助補助金関係法令の一部が改正されました。準要保護者については国庫補助の対象から除外され、地方単独事業として位置づけられましたことから越谷市就学援助実施要綱を制定し、支給額につきましては越谷市就学援助事務処理要領で定めているところでございます。

また、特別支援教育就学奨励費につきましては、特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づき、障がいのある児童生徒が通う小中学校の特別支援学級等に就学している保護者に対し、経済的負担を軽減するため、就学援助と同様に学用品費等の支給をするものでございまして、こちらは国庫補助事業として実施しております。越谷市特別支援教育就学奨励費実施要領に基づき実施しており、支給額につきましては、越谷市特別支援教育就学奨励費支給基準に定めているところでございます。

本日の会議に議案で上程されております「学校給食費の改定について」ご審議いただいたとこ

ろでございますが、平成27年度から学校給食費の実費徴収額が変更することに伴い、就学援助費の支給額を改定する必要があります。

併せて、学用品費等の他項目の支給額につきましては、平成17年度から本市単独事業となつて以降、支給額は変更されておられません。この間の物価上昇や消費税増税等の実施の影響から就学援助費の受給保護者に対して不利益が生じていたことも考えられる状況でございます。

このため、支給額について県内の各市町を調査したところ、文部科学省が生活保護受給者に対して就学援助費を支給する際の基準額として示している額を支給額としているところが多く見受けられました。

この文部科学省の制度ですが、基本的に生活保護受給者の教育関係の経費は、生活保護費の中で教育扶助費等として支給されておりますが、教育委員会が要保護者に対して支給する際には、国庫補助の対象としているものでございまして、この中で支給額について定めているものでございます。

つきましては、会議要項13ページにございます学用品費等の支給額を文部科学省が示しております支給額と併せる形で改定を行いたいと考えております。同じく特別支援教育就学奨励費につきましても、就学援助費の支給額と整合を図る必要があることから、会議要項14ページのとおり改定を行うものでございます。

また、文部科学省が示す支給額が変更された際には、同様に支給額に合わせることでいきたいと考えております。

今後につきましては、本教育委員会会議においてご意見をいただいた上で、平成27年度当初予算調整を行い、予算案が確定した後、市長部局と調整し、市の要綱として告示を行う予定としております。

ご協議のほどよろしく願いいたします。

住田委員長 これより協議に入りたいと思います。

ただいまのご説明に対しまして、ご意見等ございますか。

ちょうど今朝のテレビでもやっていましたけれども、貧困児童・生徒の問題というのは、大変な問題になっているところです。ひとつ大いにこの制度を推進していただきたいと思います。

◎平成27年度越谷市教育費当初予算について

住田委員長 次に、「平成27年度越谷市教育費当初予算について」、教育長のご説明を求めます。

吉田教育長 教育総務部長。

横川教育総務部長 それでは、平成27年度当初予算の要求概要につきましてご説明をさせていただきます。

平成27年度は、越谷市教育振興基本計画の最終年度を迎えます。引き続き学校教育、生涯学習及び生涯スポーツの3つの基本目標を柱に、教育施策を総合的かつ計画的に推進していくことができるよう、当初予算を要求してまいります。

主な取り組みを申し上げますと、まず「学校教育」におきましては、子どもたちが安全で安心して学べる学校環境を整備するため、引き続き学校施設設備の点検や計画的な改修に取り組んでまいります。

また、いじめ・不登校など、子どもたちを取り巻く課題に対応するため、きめ細やかな生徒指導体制や、教育相談体制の充実に取り組んでまいります。

次に、「生涯学習」におきましては、市民が主体的に学習できるようライフステージ・ライフスタイルに対応した多様な学習機会の提供や、豊かな学習環境づくりの充実に図り、その学習の成果を地域やまちづくりに生かすことができる「循環型生涯学習」を推進してまいります。

また、市民との協働により芸術文化活動の推進を図るとともに、地域の特性を生かした特色ある地域文化の振興と普及に努めます。

さらに、地域に所在する文化財などを、貴重な文化遺産として後世へ継承するため、適切に保護し、活用を図ってまいります。

次に、「生涯スポーツ」におきましては、全ての市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境づくりを目指し、生涯スポーツの振興を図るとともに、所管する体育施設を適正に管理運営してまいります。

それでは、恐れ入りますが、別冊1の平成27年度当初予算要求書の表紙を2枚めくっていただき、目次をご覧くださいと思います。

私からは、2ページから7ページまでの予算総括表の概略をご説明させていただき、具体的な要求内容等につきましては、後ほどそれぞれの担当課所長からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、当初予算要求にあたり、衛生費に教育委員会関連予算を要求しておりますので、併せてご説明をさせていただきます。

初めに、歳入についてご説明いたします。3ページ下段の教育費に係る歳入合計欄をご覧ください。本年度要求額は21億9,585万1千円でございます。前年度予算額と比較いたしまして4億9,113万1千円の増額となります。増額の要因といたしましては、幼稚園就園奨励費に係る国庫補助金の増額、学校給食費実費徴収金の増額及び小中学校の非構造部材耐震化事業に係る市債の増額が主なものでございます。

次に、歳出についてでございますが、4ページ上段の教育委員会に関連する衛生費につきましては、46万円を要求いたします。こちらは、引き続き実施いたします給食食材の放射性物質の

測定に係る経費でございます。

次に、5ページ下段の教育費に係る歳出合計欄をご覧いただきたいと思います。教育費に係る要求額は99億5,761万6千円でございます。

なお、超過勤務手当及び休日給を除き、事務局職員の人件費はこの中には含まれておりません。これは、後ほど総務部人事課におきまして一括計上し、追って内示されるものでございますので、ご了承賜りたいと存じます。

次に、6ページ及び7ページにございます「歳出節別一覧表」につきましては、ご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

以上のとおり、平成27年度当初予算を要求してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、具体的な要求内容等につきまして、順次担当課所長からご説明をさせていただきます。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 教育総務課の所管事業に係る予算要求内容についてご説明いたします。恐れ入りますが、別冊の2「平成27年度予算編成の概要」の1ページをお開きいただきたいと存じます。

中段の「重点施策」の「(1)主要事業」についてご説明をさせていただきます。

1項目め、「教育委員による教育活動等の積極的な把握」ということで、教育委員による学校訪問や、教育委員と教育委員会事務局職員との懇談などを実施してまいりたいと考えております。

2項目め、「教育振興基本計画の進行管理」ということで、PDCAサイクルに基づき、本年度に引き続き、教育委員会の事務に関する点検評価を実施してまいりたいと考えております。

3項目め、「学識経験者による知見の活用」ということで、平成26年度に引き続きまして、教育委員会の事務に関する点検評価において、学識経験者の方に教育外部評価をお願いしてまいりたいと考えております。

4項目め、「入学準備金貸付制度の適切な運用」として、等しく教育を受ける機会の確保のため、制度の適切な運用を図るとともに、未収金の回収につきましても積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

5項目め、「幼児教育への支援」ということで、引き続き幼稚園就園奨励費補助金の交付による保護者の経済的な負担の軽減、また幼稚園設置者の施設整備等に対する助成、さらに幼稚園職員の研修に対する補助を引き続き行ってまいりたいと存じます。

6項目め、「教育振興基本計画の策定」ということで、平成28年度から平成32年度を計画年度とする「第2期越谷市教育振興基本計画」の策定を行ってまいります。

7項目め、「新教育委員会制度への対応」ということで、平成27年度から新たに設置されます総

合教育会議におきまして、市長と教育委員会の間で十分にご協議をいただけるよう、市長部局と連携を図りながら会議運営に係る支援を行ってまいります。

続きまして、恐れ入りますが、別冊の3「平成27年度当初予算主要事業一覧」の2ページをお開きください。NO.1の「教育振興基本計画策定事業」は、新規事業といたしまして、第2期越谷市教育振興基本計画の策定に係る委託料及び計画の冊子及び概要版の製本にかかわる経費として630万3千円を要求させていただいております。

NO.2の「幼稚園就園奨励費」につきましては、国の当初予算概算要求の内容を考慮しまして、5歳児を全て無償化した場合の経費として、昨年度当初予算額に比べまして3億7,000万円の増額となる9億8,270万2千円を要求額とさせていただいております。こちらにつきましては、国の予算編成の動向等を注視しながら、今後調整してまいります。

教育総務課の説明については以上でございます。

吉田教育長 生涯学習課長。

斉藤生涯学習課長 続きまして、別冊2「予算編成の概要」の2ページをご覧いただきたいと存じます。

生涯学習課につきましては、越谷市教育振興基本計画に基づきまして、ライフステージに対応した多様な学習機会の拡充とその成果を地域社会に生かす循環型生涯学習の推進、芸術文化活動の発展と地域文化の振興と向上、文化財の保存・活用の推進など、生涯学習社会の実現を目指すための予算計上をさせていただいております。

重点施策といたしまして、主要事業につきましてご説明させていただきます。まず1項目めでございますが、ライフステージ・ライフスタイルに対応した学習機会の充実を図るための各種学級・講座を開催するものでございます。

2項目めといたしまして、幅広い世代の指導者を支援できるよう、生涯学習リーダーバンクの登録の促進やその広報PRに努めるものでございます。

3項目めといたしまして、社会教育における人権教育・人権啓発を積極的に推進するため、講演会等を開催するものでございます。

次に、4項目めといたしまして、越谷市美術展覧会や越谷市民文化祭の開催、「文化総合誌一川のあるまち」の発行を行うものでございます。

5項目めといたしまして、伝統芸術文化を振興するため、こしがや薪能や能楽体験教室などを開催するものでございます。

6項目め、7項目めといたしまして、越谷コミュニティセンターと日本文化伝承の館こしがや能楽堂の適切な管理運営を行い、快適な施設環境の確保に努めるものでございます。

8項目めでございますが、文化財の保存・活用の推進といたしまして、大間野町旧中村家住宅

及び旧東方村中村家住宅の適切な管理運営を行うとともに、地域の歴史学習の場としての活用に努めてまいりたいと考えております。

9項目めといたしまして、大道遺跡の発掘調査における調査成果の中間報告書を取りまとめていきたいと考えているところでございます。

続きまして、別冊3「主要事業一覧」の2ページをご覧くださいと思います。まず、上から3項目めでございますが、「日本文化伝承の館の運営事業」といたしまして、利用者の利便性を図るため、洋式トイレへの改修工事及び放送設備の入れかえを予定しております。

続きまして、4項目め「文化財調査事業」でございますが、大道遺跡の発掘調査を行うものでございます。

5項目め、「越谷コミュニティセンター管理費」でございますが、小ホールの天井、天井の脱落対策の措置といたしまして小ホールのつり天井の改修工事を予定しているものでございます。

以上でございます。

小林科学技術体験センター所長 続きまして、科学技術体験センターの平成27年度予算についてご説明をさせていただきます。別冊2「予算編成概要」の3ページをご覧くださいと存じます。

科学技術体験センターにおきましては、子どもから高齢者まで幅広い世代のライフステージに合わせた学習の機会や探究心を育める体験学習の充実、次世代を担う人材育成を目指して予算計上をさせていただきました。

重点施策につきましては、一人でも多くの方が来館し、科学技術に興味関心を持っていただけるよう科学実験、工作体験事業や幼児から体験できるワークショップの充実に努めてまいります。

また、市内の学校や産業界と連携をとりながら科学技術をテーマにしたさまざまな分野の講座・教室を開催してまいります。

サイエンスボランティアにつきましては、サイエンスボランティアと連携をし、新しい体験事業の企画を実施してまいります。

恐れ入りますが、別冊3の2ページをご覧くださいと存じます。NO.6「科学技術体験センター施設改修費」につきましては、来館した方が安全で快適にご利用いただけるよう空調の改修工事、また太陽光発電整備更新工事など、施設設備の整備に努めてまいります。

以上でございます。

植田スポーツ振興課長 それでは、スポーツ振興課の平成27年度の予算についてご説明をいたします。別冊2の「予算編成の概要」の4ページをお開きください。

スポーツ振興課につきましては、越谷市総合振興計画、越谷市教育振興基本計画に基づきまして、いつでも、どこでも、誰でもがスポーツ・レクリエーションに親しむことができる生涯スポーツの実現を目指しているところでございます。

平成27年度の重点施策につきましても、市民の皆様があらゆる機会を通じてライフスタイルに合ったスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ教室・講座、大会等を開催するほか、施設を安全に快適に利用できるよう、施設の整備、管理運営の充実を図ってまいります。

主なものを申し上げますと、主要事業の②になりますが、本年度同様、スポーツ・レクリエーション活動に参加する機会の少ない方を対象に、老人福祉施設への出前講座、障がい者・勤労者を対象としたスポーツ教室を開催し、スポーツ・レクリエーションのさらなる普及に努めてまいります。

③の「スポーツボランティアの育成」につきましては、まだまだ登録も少ない状況であることから、周知に努め、支えるスポーツの拡大を図ってまいります。現在登録いただいている方に関しましては、駅伝大会や元旦マラソン大会などにご協力をいただいております。

④の「体育施設の整備及び効率的な管理運営と利用促進」につきましては、老朽化する施設の改修修繕に努めるとともに、備品の整備を行ってまいります。また、備品の整備にあたりましては、スポーツ振興くじの助成等を活用してまいりたいと考えております。

別冊3の2ページをお開きいただきたいと存じます。スポーツ振興課におきましては、予算を伴う新規・拡充事業はございませんが、この中で「スポーツ教室等開催事業」と「総合体育館施設改修事業」を引き続き主要事業として位置づけ、実施をしてまいります。

なお、予算措置は伴っておりませんが、来年の10月に、平成24年度に実施いたしました埼玉県初級障がい者スポーツ指導員養成講習会の修了者と協力して、障がい者スポーツ大会、卓球バレーという種目になりますが、初めて総合体育館で大会を開催する予定で準備をしているところでございます。

説明につきましては以上でございます。

小林図書館長 続きまして、図書館でございますが、同じく別冊2の5ページをお開きいただきたいと思っております。

まず1点目として、「南部図書室の蔵書等の充実」をあげさせていただきます。

南部図書室につきましては、9月1日に移設・オープンし、利用状況も好調を維持しております。今後も、計画的な蔵書の充実や、「こども図書室」の有効活用等を図ることにより、利用者の増加と定着につなげていきたいと考えております。

2点目の「図書館システムの活用」でございますが、事務処理の効率化を含め、利用者の利便性の向上を図るためには、サービスの基盤となる図書館システムの活用が不可欠となります。具体的に申し上げますと、予約サービスはインターネットや窓口で受付をしていますが、リクエス

トを含め、年間約29万冊の事務量となっており、かなり手間がかかっております。

そこで、施設の状況等を勘案し、南部図書室と本館に、利用者自身で予約資料を受け取ることでできるシステムを新たに構築していきたいと思っております。なお、自動貸出機などの運用につきましては、平成24年度から実証実験的に中央図書室で開始し、その有効性等が確認されておりますので、平成26年度の南部図書室に続き、平成27年度では、本館においても同様に整備していこうとするものです。

3点目は、「子ども読書活動の推進」に関するもので、学校図書館運営ボランティア等の人材育成を目的とする講座等の充実や、地域家庭文庫や学校図書館運営ボランティア等の協力による、保育所・小学校などにおける「読み聞かせ」等の充実などごさいまして、行政職員によるサービスには限界がありますので、今後においては、ボランティア活動に熱心に取り組んでいらっしゃる方々などの、いわゆる「市民力」というものをより一層活用させていただこうと考えております。

具体的には、現在年1回となっている学校図書館運営ボランティア等の人材育成を目的とする講座の開催回数を複数回にすることや、南部図書室の「こども図書室」にあります「おはなし室」を有効活用し、「おはなし会」の内容の充実と開催回数を増を図っていこうとするものなどごさいます。

次に、4点目の「中央図書室の充実」ですが、平成24年の6月に開設した中央図書室については、計画的な蔵書等の充実に取り組んでいく必要がありますので、引き続き対応をしております。

なお、5点目の「歴史的資料の整理保存の推進」につきましては、記述してあるとおりでございますので、省略をさせていただきます。

主要事業の事業費につきましては、別冊3の2ページに記載をしております。図書館システムの活用を含む蔵書等整備事業として9,632万円の要求をさせていただいておりますが、財政状況が厳しいことから、調整過程の中で、どの程度確保できるかという状況でございます。

なお、図書館につきましては、ご案内のとおり煉瓦造りのかなり本格的な建築物ですが、開館から30年が経過し、施設・設備の老朽化等が進んでいることから、適正な維持管理をしながらより長期に利用できるよう、図書館施設改修事業として、外壁改修の工事費等を要求させていただいております。

以上でございます。

日下部学校管理課長 それでは、学校管理課が所管しております予算編成の概要についてご説明をさせていただきたいと存じます。大変恐れ入りますが、別冊2の6ページをご覧いただきたいと存じます。

総括にも記載されておりますが、小中学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、防災拠点の役割を果たす施設として重要な役割を担っているため、児童生徒等の安全を守り、安心して快適な学習環境を確保することを目的として施設・設備の整備充実に引き続いて努めてまいりたいと考えているところでございます。

まず、主要な事業でございますが、まず①「仮設教室借上げ」でございます。今年度から児童が使用しております明正小学校を含めまして、現在8校が仮設教室を使用しております。さらに、来年度は越谷レイクタウン特定区画整理事業に伴います大相模小学校の学区内の児童数増加による教室不足を解消するため、仮設教室を借り上げ良好な教育環境を確保してまいります。

次に、②の「学校施設非構造部材の耐震化」でございます。平成25年度と26年度の2カ年にかきまして、小中学校の屋内運動場等の点検を専門家により実施したところでございます。その調査点検結果に基づきまして、大規模地震に備え、屋内運動場等の照明器具・窓ガラス等の非構造部材の改修を実施させていただきたいと思っております。

次に、③の「小中学校施設環境の整備と維持」でございます。学校の施設も年々老朽化が進んでおります。越谷市に限らず全国的な問題となっておりますが、老朽化に伴う安全性を確保するため、外壁の落下や雨漏り、さらには非常階段の改修など、緊急性の高いものから計画的に整備を進めてまいります。また、法や条例に基づく整備を図るため、大相模小学校の外構整備や、越ヶ谷小学校の屋内運動場建替えに向けた基本設計を行います。並びに、室内のアスベスト除去工事を行うことにより、より安全な学習環境を確保させていただきます。

次に、④の「教室へのエアコン整備」でございますが、夏の暑さ対策に向けて普通教室等へのエアコン整備に向けた実施設計を行います。

次に、⑤の「教材・教具等の充実」でございます。学校の授業で使用する教材はもとより、老朽化した備品の整備を行ってまいります。さらに、学校図書館の蔵書整備につきましても蔵書率100%を維持し、引き続き計画的に充実を図ってまいります。

最後に、⑥の「校務主事の業務改善」でございますが、各学校に1名配置しております校務主事相互の連携を図るため、平成24年度からグループ編制をいたしまして、定期的に研修や専門技能研修を実施しております。今後もこれらを継続して実施してまいりたいと考えております。

続きまして、別冊3の「平成27年度当初予算主要事業一覧」の3ページをご覧くださいと存じます。学校教育部では13の事業がございまして、学校管理課の事業といたしまして5つの事業を掲載しております。

学校管理課では拡充事業が4件、新規事業が1件となっております。1番の小中学校アスベスト対策でございます。平成23年度より第2次のアスベスト対策として実施する中で、年次計画により平成27年度をもって終了することとなります。平成27年度は小学校3校、中学校4校の7校

を予定してございます。

次に、2番の小中学校施設空調設備設置事業でございます。エアコンの設置については、現段階で平成26年度は基本設計を行っております。来年度は、実施設計を行わせていただくものでございます。

次に、3番の小学校仮設教室借上事業でございます。これは、大相模小学校の仮設教室の関係でございまして、仮設教室の規模は10クラスを予定しております。

次に、4番の越ヶ谷小学校の屋内運動場でございます。これは平成24年に越ヶ谷小学校の屋内運動場などの建物の影響によりまして、建築基準法に定められている範囲を超えた日影を近隣の民地に落としていることがわかりました。そこで、その対応策について調査検討をしまして、現在の屋内運動場を新たに建てかえるという基本的な考え方により、そのための基本設計を行うものでございます。

最後に、5番の小中学校非構造部材耐震補強事業につきましては、先ほど申しあげました点検結果に基づく改修を実施するものでございます。

学校管理課は以上でございます。

上野学務課長 続きまして、学務課所管の予算編成の概要についてご説明いたします。別冊2「予算編成の概要」の7ページをご覧ください。

児童生徒をはじめとする学校を取り巻く環境も変化し、教育に係る多くの課題が発生しております。あわせて次世代を担う児童生徒一人一人に個に応じた豊かな人間性の育成を図るため、教育効果のより一層の向上が強く求められているところでございます。

ここで学務課といたしましては、主要事業といたしまして、①「教職員等の適正な配置」に努めてまいります。その中でも本年度は特別支援教育支援員の配置につきましては、学校からの要望の約3分の2の配置という状況でございますが、100%に近づくように努力してまいりたいと考えております。また、時期を問わず外国からの編入児童生徒も多くおりますので、子どもたちの教育がスムーズにいくように、日本語指導員の効果的な派遣につきましても引き続き努力をしていきたいと思っております。

2番目、「就学援助制度の実施」ということで、一人一人の児童生徒が安心して9年間の義務教育を受けていけるように、教育の機会均等に努めてまいりたいと思っております。

3番の「学校保健の推進」ですが、児童生徒の健康管理及び教職員の健康管理につきまして、健康診断及び教職員のほうではメンタルヘルス対策等を行って、学校教育における保健衛生の普及発達に向けて精いっぱい努力をしていきたいと思っております。

予算主要事業につきましては、恐れ入りますが、別冊3の3ページをご覧くださいと思います。学務課は1点だけ、「就学援助費の支給」につきまして主要事業としておりまして、認定か

ら支給まで直接また効果的に行われるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。
以上でございます。

五十畑指導課長 続きまして、指導課の予算編成の概要を説明させていただきます。別冊2の8ページをご覧ください。

まず総括の部分でございますが、子どもたちの生きる力を育む教育を目指し、確かな学力・豊かな感性や人間性・たくましく生きるための健康や体力をバランスよく身につけるために特に重点施策を中心に取り組んでまいります。

特にその中でも学力向上・不登校の減少・自己肯定感の醸成を図るための新たな枠組みによる小中一貫教育の推進、越谷市いじめ防止基本方針（仮称）を踏まえた児童生徒の健全育成のためのさらなる生徒指導体制の充実など、本市の抱えている教育課題の解決に向け計画的に取り組んでまいりたいと思います。

続きまして、重点施策、主要事業を7つ掲げております。まず1番目としては「指導内容・指導方法の改善」ということで、平成27年度から学力向上・不登校の減少・自己肯定感の醸成を図る目的で、全市を中学校区15ブロックに分けて小中一貫教育の研究指定及び研究委嘱をスタートさせます。

2番目ですが、「ALTの効果的な配置と活用」ということで、引き続き子どもたちの英語力、外国語理解、コミュニケーション能力等の育成に努めてまいります。

3番目といたしまして、「学校図書館の活用推進」でございます。特に学校図書館支援員、平成27年度からは学校図書館法の一部が変わりますので、「学校司書」にまず名称を変えていきたいと思っております。その学校司書の増員及び増員に伴う学校訪問日数の拡充を進めてまいりたいと思っております。

4番目に、「日本伝統文化推進」です。指導者派遣及び子ども能楽教室や日本文化伝承のつどい等の開催を通じて、引き続き日本伝統文化に触れる機会を確保してまいりたいと思っております。

5番目としまして、「環境教育の充実」でございます。これにつきましては、主に平成27年度からの中核市移行に伴いまして、平成27年度からは教育センターを指導課から独立いたしますので、その関係で環境教育を教育センターから業務の見直しを図りながら指導課に移管いたします。

6番目といたしましては、越谷市いじめ防止基本方針の策定を受け、生徒指導体制の充実ということでスタートする新たな取り組みが多くございます。

最後に、7番目、「学校応援団活動の充実」ですが、これも中核市移行に伴いまして国の助成金と県の助成金をそれぞれ3分の1ずついただいていたところですが、国が3分の1、市が3分の2というように予算等が変わってまいります。引き続き充実した学校応援団活動ができるように努めてまいりたいと思っております。

それから、別冊3の3ページをご覧いただきたいと思います。7番の指導課、拡充でございますが、「学校図書館運営活性化事業」の中で、学校司書の名称になりますが、現在12名の体制から、できれば16名体制へ拡充していきたいと考えております。

それから、8番の「環境教育推進事業」の拡充でございますが、その右側の事業概要の事業費内訳の2番目、生物多様性子ども調査学習支援（30校）と書いてありますが、平成26年度は24校ですが、来年度からは全ての学校が毎年この生物多様性子ども調査ができるというような大きな拡充でございます。

以上でございます。

大西教育センター所長 それでは、教育センター所管の「予算編成の概要」についてご説明いたします。恐れ入りますが、別冊2の9ページをご覧ください。

教育センターにおきましては、研究研修、ICTを活用した教育、それから教育相談、そして特別支援教育の4つの分野において、未来を担う子どもたちの充実や確かな学力を育むことを目的に事業の充実を図ってまいりたいと思っております。特に独立課所化、それから中核市移行という平成27年度を機にしまして、主要事業を3つ絞り込んでございます。

1点目は、「教職員研修の円滑な実施」ということで、中核市移行に伴い埼玉県から移譲される県費負担教職員研修を円滑に実施するよう、教育指導員を効果的に活用し、研修体制及びまた研修環境を整備してまいりたいと思います。

2点目、「ICTを活用した教育の充実」ということで、校務用あるいは児童生徒用のパソコン等充実させながら、さらにそれを有効に活用するために、来年度は中学校のPC室の機器等の入替えを中心に行ってまいりたいと思います。

3点目、「教育相談・特別支援教育の充実」ということで、原因や様相が非常に複雑化している現代社会でございます。教育相談を充実するとともに、適応指導教室及びそこに学び総合指導員による支援あるいは学校相談員、そしてスクールカウンセラー、さらに本市独自採用になりますスクールソーシャルワーカー等の連携を図った教育相談体制を充実してまいりたいと思います。また、障がいのある児童生徒一人一人の自立と社会参加に向けた教育的ニーズに応えるために、特別支援学級・通級指導教室の整備、さらに教職員の研修、専門家による訪問相談を充実してまいりたいと思います。

当初予算の主要事業に関しましては、別冊3の3ページをご覧いただきたいと思います。4点設置しております。1点目は、「教育研究事業」ということで、研修、指導、業務の充実を図ってまいりたいと思います。特に教育指導員を現在4名ございますが、2名増員をお願いしてまいりたいと考えております。また、独立課所化するために今まで指導課で行ってまいりました研究事業等の一部をセンターのほうに移行しております。

2点目、「教育相談事業」でございますが、中核市移行に伴いスクールソーシャルワーカーの市独自採用を考えております。現在の2名はもとより、さらに増員を図ってまいりたいと考えております。また、学び総合指導員について、現在6名いますが、ここも増員をぜひお願いしたいと今進めております。

続いて、「校内系ネットワークの運用事業」でございますが、今まで小中を分けておりましたが、一括して一つにしました。特に来年度は中学校のPC室のコンピューターの入替え、デジカメ等の機器入替え、そしてサーバー等の更新ということで、さらに進めてまいりたいと思います。

さらに、最後に中核市移行に伴う県費負担教職員研修の充実ということでの「教職員研修事業」でございます。特に県から移譲されます研修の中で本市が行うものの他、県に委託する委託料が中心でございます。さらに、県と連携をとりながら研修の充実を図ってまいりたいと思います。

教育センターに関しましては以上でございます。

川村給食課長 それでは、恐れ入りますが、別冊2の「予算編成の概要」、10ページをお開きいただきたいと思っております。

給食課では、安全安心、そしておいしい給食を提供するとともに、児童生徒が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることができる能力を育成するために、学校給食の充実と食育の推進に努めてまいります。

中段の重点施策(1)主要事業をご覧ください。①の「栄養管理の充実」でございますが、伝統的な日本食が見直されていることから、特に平成27年度につきましては、海洋国日本において豊富にとれます魚を積極的に献立に取り入れてまいります。また、食物アレルギーに対応したパンやデザートを提供するとともに、緊急時の対応等を含めた食物アレルギーに関する研修等によりまして、教職員の意識向上を図り、引き続き事故防止に努めてまいります。

②の「食に関する指導の充実」につきましては、学校給食を生きた教材として引き続き活用するとともに、平成27年度は食育のテーマとして魚を取り上げ、魚のおいしさや栄養に関する児童生徒の理解を深め、バランスのよい食事について取り上げるなど、食に関する指導の充実を努めてまいります。また、学校・家庭・地域との連携や共通理解・意識の向上を図るために、学校給食の試食会、調理講習会、学校給食研究協議大会、さらにPTAへの学校給食研究事業委嘱等を実施するとともに、地域産業への関心を高め、食への感謝の気持ちを育むため、地場農産物の使用拡大に取り組んでまいります。

次に、別冊3、主要事業一覧の3ページのNO.13、「学校給食栄養管理事業」をご覧くださいと思います。ただいま第46号議案でご可決をいただきました学校給食費によりまして、平成27年度の給食材料費を積算いたしますと、改定後の金額につきましては13億3,600万円、こちらが給食材料費の予算の要求額となっております。

以上でございます。

横川教育総務部長 平成27年度越谷市教育費当初予算についての説明は以上でございます。ご協議のほどよろしく願いいたします。

住田委員長 それでは、これより協議に入りたいと思います。

ご意見等ございますでしょうか。

中核市になる中で、教育の充実ということで大変な予算を組まれておりますけれども、予算獲得について全力を挙げていただきたいと思います。

◎その他

住田委員長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

平成26年12月定例会市議会について、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 学校教育部長。

野口学校教育部長 それでは、12月定例会市議会の概要につきましてご報告させていただきます。恐れ入りますが、会議要項の15ページ及び16ページをご覧くださいと存じます。

まず、会期日程でございますが、12月1日から12月17日までの17日間にわたりまして12月定例会市議会が開催されたところでございます。

続きまして、17ページをご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、「越谷市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、「越谷市職員定数条例の一部を改正する条例制定について」、「越谷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、「越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」、「越谷市障害児就学支援委員会条例の一部を改正する条例制定について」、「損害賠償額を定め和解することについて及び平成26年度越谷市一般会計補正予算（第4号）について」の7件が上程され、それぞれ原案のとおり可決されたところでございます。

なお、第92号議案につきましては、平成26年12月31日をもって任期満了となります吉田教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、教育委員会委員としての再任の任命に、議会の同意をいただいたものでございます。

次に、教育委員会関係の一般質問でございますが、会期日程にありますように、12月4日、5日及び8日の3日間にわたりまして、市政に対する一般質問がございました。教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の17ページ及び19ページのとおり、7人の議員からそれぞれの立場でご質問がございました。

また、教育・環境経済常任委員会における質問事項等は、会議要項の19ページのとおりでござ

います。

質問内容等の詳細につきましては、大変恐縮でございますが、会議要項をご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

ご報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

次に、平成26年度事務事業評価等実施結果について、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 教育総務課長。

山梨教育総務課長 それでは、平成26年度事務事業評価実施結果につきまして、ご説明いたします。

初めに、事務事業評価の趣旨でございますが、行政運営の中にP D C Aマネジメントサイクルを構築することにより、限られた財源や人材等の最適配分を図り、計画に位置づけられた施策を総合的・計画的・効果的に推進していくことを目的に、試行の後、平成17年度から毎年度、実施されているものでございます。

恐れ入りますが、別冊4、「平成26年度事務事業評価等実施結果」の1ページをお開きください。今年度につきましては、(3)評価対象事業の欄に記載されておりますとおり、評価対象事業の選定基準に基づきまして、教育委員会所管の対象事業として106事業が選定され、そのうち2事業が外部評価の対象となっております。

続きまして、4ページをお開きください。こちらは、教育委員会所管の106の対象事業の評価結果を取りまとめたものでございます。まず、内部評価の結果につきましては、「2実施結果」の「(1)総合評価(内部評価)」の表にございますとおり、106事業のうちA評価が23事業、B評価が83事業という結果となり、C及びD評価はございませんでした。

続きまして、「(3)教育委員会所管事務に係る外部評価結果総括表」にございますとおり、外部評価の対象となった2事業の外部評価結果につきましては、内部評価がA評価であったものについてはB評価、B評価であったものはC評価という結果となっております。それぞれの事業につきましては、下段の「(4)内部評価と外部評価の異なる事業」にございますとおり、「スポーツ・レクリエーション推進事業」及び「教育情報化推進事業」でございます。

外部評価結果の詳しい内容につきましては、次の5ページから6ページに掲載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

また、10ページ以降につきましては、教育委員会の所管事業を抜粋した、外部評価対象2事業を含む、事務事業評価等実施結果一覧表となっております。こちら内容につきましても、後ほどご参照いただき、ご了承を賜りたいと存じます。

平成26年度事務事業評価等実施結果につきましてのご報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局のご説明に対しまして、ご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。

堀川委員。

堀川委員 5ページのスポーツ・レクリエーション推進事業について、なかなか厳しいご指摘があったようですが、率直な感想でございますが、各スポーツ団体、レクリエーション団体で、我が市のスポーツが発展してきていると思うので、指摘されていることはそのとおりかもしれないですが、なかなか指摘どおりの改善は簡単ではないのではないかとこの面も感じられております。日ごろかかわり合っているスポーツ振興課のご感想をお聞かせいただければと思います。

住田委員長 スポーツ振興課長。

植田スポーツ振興課長 越谷市はご存じのように、昭和49年のスポーツ・レクリエーション都市宣言以降、各種団体と連携、協働を図りながら、市民の皆様のスポーツ・レクリエーション活動の推進に努力をしてきたところです。評価者の方からいろいろご意見をいただいて、再ヒアリングを実施いたしました。なかなかその事業の内容についてご理解をいただけなかった部分もございました。スポーツ・レクリエーション推進事業というのは、いま堀川委員さんがおっしゃったように、各種団体と教育委員会が共催して、元旦マラソンですとか、なわとび大会等々、7事業を行っております。長年にわたって行っているというところで、評価者の方も少し改善が必要なのかなというようなご意見もいただきました。

しかしながら、元旦マラソンあるいは駅伝等に関しましても、最近の健康志向ブームということで、元旦マラソンも去年と比べて200人近く参加者も増えて、ご家族からお年寄りまで参加する、本当に各年代で楽しんでいただける事業だと思っております。評価者のご指摘のように、他の分野との連携ですとか、あるいは市民の皆様の一人一人が行えるようなスポーツ・レクリエーションの機会の提供というのが大事ではないのかというお話でしたけれども、実はそういった事業はこの事業ではなくて、スポーツ教室等開催事業で既に実施しておりますので、そういったご説明はさせていただいたのですけれども、なかなかご理解をいただけませんでした。

スポーツ講演会に関しましても、ただ聞くだけではなくて、このスポーツ講演会の前に体育賞授与式があり、全国大会規模、あるいは関東大会、県大会で優秀な成績を収めた人たちへ体育賞を授与した後に、講演会を聞いています。その方たちは、講師の方からいろいろなアドバイスをいただいており、一つの参加型の講演会にもなっておりますので、少しずつ改善をしているところでございます。

ただそうは申しましても、評価者からご意見をいただいておりますので、今後この事業に関し

ましては、もう一度内容を検討いたしまして、費用の面ですとか、改善ができるところについては改善をしていきたいと考えております。

以上でございます。

堀川委員 ありがとうございます。

住田委員長 他にはどなたか。

吉田教育長 少し補足ですけれども、名前のとおり事務事業評価ですので、ある意味少し細分化された事業の評価ということで、施策全体を見ていろんな事業をやっているわけですけれども、それについてスポーツ振興課長から評価者に対して、ご説明したけれども、なかなかご理解いただけなかったということで、施策の評価であれば若干違ってくるのかなということもあろうかと思えます。ただし、真ん中で指摘されているところ、いわゆる成人が平成24年度で44.1%、それよりも平成26年度は下がったというところがありますので、このあたりがかなりポイントになっているのかなというふうには思っているところです。これについて教室等を開いてやってはいるのですけれども、本市の状況がベッドタウンであり、多くの方が市外に出て働いているということもあって、なかなか成人層へ取り組むことが難しいということがあります。この点について今後は是正していくべく、施策を講じていくということで、いま課長のほうから説明をしていただいたということですので、よろしく願いいたします。

住田委員長 よろしいですか。

[発言する者なし]

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

次に、平成26年度越谷市成人式について、教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 生涯学習課長。

齊藤生涯学習課長 それでは、会議要項の20ページをご覧くださいと存じます。

11月の定例教育委員会会議で成人式の概要についてご説明を申し上げ、また委員の皆様のお席会場等についてご協議いただいたところでございます。本日の定例教育委員会会議におきましては、議長及び議長代理の各議員の出席地区が決まりましたので、改めてご説明をさせていただきます。

守屋議長につきましては、4番の大袋地区におきまして祝辞をいただく予定となっております。その他の地区につきましては、日程表のとおり、各議員の皆様に議長代理としてご出席いただく予定でございます。

なお、成人式の案内通知につきましては、既に12月4日木曜日に発送いたしました。11月1日現在の対象者は、男性1,702人、女性1,676人で合計3,378人となっております。

また、成人式当日の式辞につきましては、後ほどお渡しいたしますので、よろしく願いいた

します。あわせて、式辞代読の冒頭のご挨拶も添えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後となりましたが、成人式出席の服装につきましては、略礼服にてご出席賜りたいと存じます。

以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局のご説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございますか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

他に何かございますか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 他になければ、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時でございますが、次回の臨時教育委員会会議ですけれども、1月8日木曜日午後3時30分から行いたいと思います。

また、定例教育委員会会議は、1月29日木曜日午後2時30分から、いずれも教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と答える者あり〕

住田委員長 では、そのようにさせていただきます。

なお、1月8日は、臨時教育委員会会議の前に、午後1時45分から市長との懇談会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

住田委員長 それでは、これをもちまして12月定例教育委員会会議を閉会といたします。

どうもありがとうございました。

(午前11時51分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

平成26年12月26日

委員長 住田 俊

委員 櫻田 玲子

委員 塚川 智子

委員 進藤 秀子

委員 吉田 茂
(教育長)

書記 教育総務課副主幹 渋谷 博之